

平成29年度第1回富里市国民健康保険運営協議会会議録（要旨）

招集年月日	平成29年5月18日（木）		
招集の場所	市役所分庁舎2階大会議室		
開会・閉会の時間	開会 平成29年5月18日 14時00分 閉会 平成29年5月18日 14時18分		
◎会長 ○会長職務代理	氏名	出欠等の別	届出の有無
	◎池田 明	○	
	○大塚 良一	○	
	林田 美恵子	欠	有
	綿貫 文雄	○	
	大竹 俊子	欠	有
	田中 章三	○	
	我妻 道生	○	
	内田 啓二	○	
	麻野 邦子	○	
会議録署名委員	池田 明		
説明のため出席した者の職氏名	国保年金課長 鈴木 隆次		
	国保年金課主査 神林 芳昭		
職務のため出席した者の職氏名	健康福祉部長 尾崎 正尚 国保年金課副主幹 大塚 謙二		
会議に附した事件	別紙のとおり		
会議の経過	別紙のとおり		

平成29年度第1回富里市国民健康保険運営協議会会議次第

日 時 平成29年5月18 (木)
午後2時～
場 所 分庁舎2階大会議室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 議題

専決処分の承認を求めることについて

(1) 富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

4 その他

5 閉 会

次第3

議題 専決処分の承認を求めることについて

(1) 富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

(事務局) 本件につきましては、富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会を召集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月31日に専決処分を行ったものでございます。

改正の内容につきましては、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の対象になる世帯につきましては、被保険者の数に乗すべき金額を26万円から26万5千円に、2割軽減の対象になる世帯につきましては、48万円から49万円に改めるものでございます。今回は7割軽減に係る改正はございません。

本改正は、平成29年4月1日の施行で、平成29年度の国民健康保険税から適用となります。

平成29年3月末時点で、改正による影響を試算しますと、平成28年度と比較しまして、5割軽減では被保険者数19名、世帯数11世帯、均等割影響額304,500円、平等割影響額179,850円とそれぞれ増加が見込まれ、2割軽減につきましては、軽減対象外から2割軽減の対象となる方があるものの、2割軽減から5割軽減への移行により、それぞれ減少が見込まれます。

(委員) 28年度にも一度変え、29年度にまた変えようとしているが、いろいろなものが上がっている時代になぜ厚生労働省は下げようと考えたのか。

(事務局) 税法の改正が元になっておりますが、低所得者の方については軽減を図っていきましようというのが大きな趣旨だと思います。

(委員) 専決しているが、議会で承認を得られなかった時はどうなるのでしょうか。

(事務局) 専決処分は地方自治法で認められておりますので、承認が得られないとしても有効ということになります。

(賛成全員により承認)

次第4

その他

(事務局) 次回の会議の開催予定は7月以降と考えております。

この協議会の委員の任期につきましては来月、6月30日で一旦終了するものでございます。次期委員の任期は平成29年7月1日から平成31年6月30日まで。被保険者代表の委員は公募をして選考中。医師、薬剤師の代表は連絡協議会、薬剤師会へ推薦を依頼いたします。決定次第、通知をいたします。